

令和8年3月11日

旅客船の輸送の安全確保に関する命令^{注1}書を発出しました

令和7年8月14日に岡山県瀬戸内市の前島キャンプ場沖で発生した船舶とSUPとの衝突事故を端緒に、令和7年9月25日、同年10月23日、同年11月25日に一般不定期航路事業者の楠原透に対して、中国運輸局岡山運輸支局玉野庁舎の運航労務監理官等が、海上運送法第25条第1項^{注2}に基づく立入検査を実施したところ、発航前点検に関する文書管理不備、事故処理の未実施^{注3}等、同者が定める安全管理規程を遵守しておらず、輸送の安全が確保されていない事実が確認されました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令書を発出しましたので、お知らせいたします。

注1：輸送の安全確保に関する命令：国土交通省海事局長通達「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号）によって違反点数制度による処分基準が定められている。違反点数の累計が16点以上となった場合は、原則海上運送法第19条第2項の規定に基づく輸送の安全の確保に関する命令書発出等の行政処分となる。

注2：海上運送法第25条第1項（抜粋）：「国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業等の用に供する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類等に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。」

注3：同者が安全管理規程に定める、事故発生時の海上保安署や運輸局への通報について、実施されていなかった。

記

1. 発出年月日

令和8年3月11日(水)

2. 対象事業者

事業者の名称：楠原 透

事業者の住所：岡山県岡山市南区豊成1丁目6番26号

代表者の氏名：楠原 透

3. 命令の内容及び当該事業者に対する違反点数付与状況

- (1) 安全統括管理者は、海上運送法第 22 条第 2 項において準用する同法第 19 条の 4 及び安全管理規程第 56 条第 3 項に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況、安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報について外部に対して公表を行うこと。【1 点】
- (2) 一般不定期航路事業者は、事業の用に供する船舶を追加したときは、海上運送法第 22 条第 2 項において準用する同法第 19 条の 10 第 1 項に基づき、遅滞なく、その旨を中国運輸局長に届け出ること。【1 点】
- (3) 一般不定期航路事業者は、海上運送法第 22 条第 3 項において準用する同法第 19 条の 11 に基づき、営業所に運賃及び料金並びに運送約款を見やすいように掲示すること。【勧告】
- (4) 経営代表者は、安全管理規程第 3 条第 1 号に基づき、関係法令及び社内規程の遵守を社内に徹底させること。【1 点】
- (5) 安全統括管理者は、安全管理規程第 10 条第 3 号に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守を社内に徹底させること。【2 点】
- (6) 運航管理者は、安全管理規程第 11 条第 1 項第 1 号に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。【2 点】
- (7) 運航管理者は、安全管理規程第 13 条第 1 項に基づき、運航計画を作成及び変更する場合は、使用船舶の性能、使用棧橋付近の状況、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討すること。【1 点】
- (8) 船長は、安全管理規程第 18 条第 2 項に基づき、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示すること。【1 点】
- (9) 船長は、安全管理規程第 23 条第 2 項に基づき、基準航行の変更、運航の可否判断、運航中止の措置を記録すること。【2 点】
- (10) 船長は、安全管理規程第 36 条に基づき、船内の旅客が見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示すること。【1 点】
- (11) 安全統括管理者は、安全管理規程第 38 条第 1 項に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。【2 点】
- (12) 船長は、安全管理規程第 40 条に基づき、発航前に船舶が航行に支障ないかどうか、その他航行に必要な準備が整っているかどうか等の点検の記録をすること。【5 点】
- (13) 船長は、安全管理規程第 44 条第 1 項に基づき、自船に事故が発生したときは、人命の安全確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署及び陸上連絡員等に連絡すること。
陸上連絡員は、安全管理規程 45 条第 3 項に基づき、事故が発生したことを知ったときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAX を含む）又は

口頭で運輸局等に報告すること。【2点】

- (14) 安全統括管理者は、安全管理規程第 50 条に基づき、陸上連絡員に対し、安全管理規程、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的を実施し、その周知徹底を図ること。【2点】
- (15) 安全統括管理者は、安全管理規程第 51 条に基づき、事故処理に関する訓練を計画し、年 1 回以上これを実施すること。【2点】
- (16) 経営代表者は、安全管理規程第 53 条第 1 項に基づき、年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり見直しを行うこと。【1点】
- (17) 経営代表者は、安全管理規程第 54 条に基づき、関係法令の改正、使用船舶の変更等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を決定すること。【1点】
- (18) 安全統括管理者は、安全管理規程第 55 条第 1 項に基づき、安全管理規程及び運航基準図を船舶その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けること。【1点】

4. 命令に対する具体的措置の報告期限及び報告方法

令和 8 年 4 月 13 日（月）までに、文書により中国運輸局長あて報告すること。

5. 当該事業者に対する違反点数付与状況

今般付与する違反点数及び当該事業者の累積違反点数は、以下のとおり。

- (1) 今般付与する違反点数 28点
- (2) 当該事業者の累計点数 28点

【問い合わせ先】

中国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

なかばやし たなべ みたに
中 林・田邊・三谷 TEL:082-228-8708

岡山運輸支局玉野庁舎 運航労務監理官

おかむら
岡村 TEL : 0863-31-4266